

一、最新中国法令

● 关于企业向境外关联方支付费用有关企业所得税问题的公告

- 【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2015 年第 16 号
【发布日期】2015-03-18
【实施日期】2015-03-18
【内容提要】根据该公告：
- 企业向境外关联方支付费用，应当符合独立交易原则，否则，税务机关可以进行调整。
 - 主管税务机关可以要求企业提供其与关联方签订的合同或者协议，以及证明交易真实发生并符合独立交易原则的相关资料备案。
 - 企业向未履行功能、未承担风险、无实质性经营活动的境外关联方支付的费用，在计算企业应纳税所得额时不得扣除。
 - 企业因接受境外关联方提供劳务而支付费用，该劳务应当能够使企业获得直接或者间接经济利益。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1519231/content.html>

● 关于创新投资管理方式建立协同监管机制的若干意见

- 【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2015〕12 号
【发布日期】2015-03-19
【内容提要】主要包括：

部门主动协同放权
投资项目审批、核准事项取消或下放后，有关部门要相应调整用地（用海）预审、规划选址、环评（海洋环评）审批、节能审查等审批权限，尽快做到同步下放。
实行限时办结制度
有关部门要尽快公布权力清单和责任清单，根据投资项目不同类别，明确项目审批、核准、备案以及规划许可、环评（海洋环评）审批、用地（用海）审批、取水许可、施工许可等的具体办理流程 and 时限。

一、最新中国法令

● 企業が国外関連会社へ支払う費用に伴う企業所得税事項に関する公告

- 【発布機関】国家税務総局
【発布文号】国家税務総局公告 2015 年第 16 号
【発布日】2015-03-18
【実施日】2015-03-18
【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 企業が国外の関連会社に支払う費用については、独立取引の原則に合致しなければならず、さもなければ、税務機関は調整することができる。
 - 主管税務機関は、企業に対し関連会社と締結した契約書または協議書、および取引が実際に発生し独立取引の原則に合致することを証明する関連資料を提出し届出を行うように求めることができる。
 - 役割を果たしておらず、リスクを負担していない、実質的な営業活動を伴わない国外関連会社に対し企業が支払った費用については、企業課税所得額を計算する際に控除してはならない。
 - 企業が国外関連会社からの役務の提供に起因して費用を支払う場合、当該役務は企業に直接または間接的な経済利益を生じさせるものでなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1519231/content.html>

● 投資管理方式を改革し相互監督管理体制を構築する旨の若干意见

- 【発布機関】國務院弁公庁
【発布文号】国弁発〔2015〕12 号
【発布日】2015-03-19
【概要】主な内容は以下の通りである。

部門の自発的な協力による権限委譲
投資プロジェクトの審査許可、認可事項を廃止または委譲した後、関係部門は用地（海洋使用）事前審査、計画用地選定、環境評価（海洋環境評価）審査許可、省エネ審査などの審査許可権限を相応に調整し、同時委譲をできる限り迅速に行わなければならない。
期限を定めた手続き完了制度の実施
関係部門は速やかに権限リストおよび責任リストを公布し、投資プロジェクトの分類に応じて、プロジェクト審査許可、認可、届出および計画許可、環境評価（海洋環境評価）審査許可、用地（海洋使用）審査許可、取水許可、施工許可などの具体的な手続き手順と期限を明確にしなければならない。

推行网上受理、办理、监管“一条龙”服务
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 加快建设投资项目在线审批监管平台，在平台上建设项目申报、在线办理、监督管理、电子监察等四类应用系统。 ▪ 建立项目统一代码制度、监管联动机制和投资项目信息在线备案制度。
发挥信用记录在监管中的作用
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 强化监督执法和信息公开。 ▪ 建立异常信用记录制度和黑名单制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/19/content_9541.htm

● **关于进一步加强环境影响评价违法项目责任追究的通知**

【发布单位】环境保护部办公厅
 【发布文号】环办函〔2015〕389号
 【发布日期】2015-03-18
 【内容提要】该通知要求加强环境影响评价违法项目责任追究，包括：

- 环保部门应当严格依法对存在“未批先建”、“擅自实施重大变动”等环评违法行为的建设项目实施行政处罚。在责任追究完成前，环保部门不得通过其环评审批或竣工环境保护验收。
- 环保部门收到建设项目环评审批、竣工环境保护验收申请时，应当首先对建设项目是否存在环评违法行为及其行政处罚、整改、责任追究等情况进行审查。
- 对于未依法实施行政处罚、未按处罚要求整改到位的环评违法项目，一律不予受理其环评文件、竣工环境保护验收申请。
- 环评违法项目的行政处罚和责任追究结果向社会公开，相关信息适时纳入社会诚信体系。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201503/t20150319_297719.htm

オンライン受理、処理、監督管理の「一本化」サービスの推進
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 建設投資プロジェクトのオンライン審査許可監督管理プラットフォームの構築を加速し、プラットフォーム上でプロジェクト申告、オンライン手続き、監督管理、電子監査などの4種の応用システムを構築する。 ▪ プロジェクト統一コード制度、監督管理連動メカニズムおよび投資プロジェクト情報オンライン届出制度を構築する。
監督管理における信用記録の役割発揮
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法執行および情報公開の監督を強化する。 ▪ 信用異常記録制度およびブラックリスト制度を構築する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/19/content_9541.htm

● **環境影響評価違法プロジェクト責任追及の更なる強化に関する通知**

【発布機関】環境保護部弁公庁
 【発布文号】環弁函〔2015〕389号
 【発布日】2015-03-18
 【概要】本通知は環境影響評価違法プロジェクトの責任追及強化を求めており、以下の通りである。

- 環境保護部門は「許可取得前の先行建設」、「重大変更の無断実施」などの環境評価違法行為が存在する建設プロジェクトに対し、厳格に法に従って行政処罰を実施しなければならない。責任追及が完了するまでは、環境保護部門はその環境評価審査許可または竣工環境保護検収を合格させてはならない。
- 環境保護部門は建設プロジェクト環境評価審査許可、竣工環境保護検収に関する申請を受けた際に、第一に建設プロジェクトにおける環境評価違法行為およびその行政処罰、是正、責任追及などの状況の有無に関する審査を行わなければならない。
- 法に従った行政処罰が実施されていない、処罰要求に従った是正が行われていない環境評価違法プロジェクトについては、一律で環境評価文書、竣工環境保護検収に関する申請を受理しないものとする。
- 環境評価違法プロジェクトの行政処罰および責任追及結果は社会に向け公開し、関連情報は適時に社会信用メカニズムに組み入れるものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201503/t20150319_297719.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- 工商、税务、质检“三证合一”，力争年内实现

日前，国务院总理李克强到国家工商行政管理总局考察并主持召开座谈会，研究部署进一步深化商事制度改革，要求抓紧推进“三证合一”（工商、税务、质检三证合并）等改革，年内力争实现“一证一号”，切实降低企业注册场所要求，继续简化企业登记和注销流程。依托大数据完善监管平台，探索建立统一监管机制，加快推进综合执法，坚决防止弹性执法、选择性执法，提升执法公信力。

（里兆律师事务所 2015 年 03 月 23 日编写）

三、里兆解读

- 简析境外主体参与跨境电子商务的商业模式及法律层面的关注点

跨境电子商务是指分属不同关境的交易主体，通过电子商务平台达成交易、进行支付结算，交易标的以邮件或者快递等形式通关的国际贸易模式。而对境外主体而言，可直接通过跨境电子商务平台向中国消费者销售商品，成功实现扩大商品销量以及利润增长的目的。本文简要介绍境外主体参与跨境电子商务的商业模式及法律层面的关注点如下。

一、商业模式

模式①： 境外主体直接在境外设立自己的购物网站或在境外的电商平台上开设店铺	
典型事例	美国 Amazon； 日本 Rakuten； 日本 Yahoo

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- 工商、税务、品質監督検査検疫の「三证合一」が年内の実現を目指す

先頃、李克強國務院総理が国家工商行政管理総局を査察した際に座談会を主催し、商事制度改革を更に進める計画を検討した。「三证合一」(工商、税务、品質監督検査検疫の三証を統一する)などの改革推進の強化、年内での「一証一号」の実現への努力、企業登記場所に関する要求の実質的な引下げ、企業登記および抹消手順の継続的な簡素化を求めた。また、ビッグデータに基づく監督管理プラットフォームの整備、統一監督管理メカニズム構築の模索、総合的な法執行の推進加速、変則的な法執行、選択可能な法執行の防止徹底、法執行の公信力の引上げを求めた。

（里兆法律事務所が 2015 年 3 月 23 日付で作成）

三、里兆解説

- 国外主体がクロスボーダー電子商取引に参加するビジネスモデルおよび法律面での留意点に関する簡潔な分析

クロスボーダー電子商取引とは、それぞれ異なる関税地域に属する取引主体が、電子商取引プラットフォームを通じて取引を成約させ、代金を決済し、取引対象を郵便または宅配便などの形式で通関を行う国際取引方式を指す。また、国外主体からみれば、直接クロスボーダー電子商取引プラットフォームを通じて中国の消費者向けに商品販売を行い、商品販売量および利益成長を拡大する目的を実現させることができる。本文では国外主体がクロスボーダー電子商取引に参加するビジネスモデルおよび法律面での留意点を以下のとおり簡潔に紹介する。

一、ビジネスモデル

方式①： 国外主体が直接国外にて自らのショッピングウェブサイト設立し、または国外の電子商取引プラットフォーム上で店舗を開設する	
典型事例	米国 Amazon 日本 楽天市場 日本 Yahoo! JAPAN

物流	中国の消費者が商品注文を成立させた後、国外主体は「海外郵便直送」、または「中継輸送」の方式を通じて中国へ発送する ¹
特徴	当該国外主体は、通常、所在国の法律の管轄を受け、中国の法律の管轄を受けない

物流	中国の消費者が商品注文を成立させた後、国外主体は「海外郵便直送」、または「中継輸送」の方式を通じて中国へ発送する ¹
特徴	当該国外主体は、通常、所在国の法律の管轄を受け、中国の法律の管轄を受けない

模式②: 境外主体入驻中国电商平台，直接开设相关品牌的旗舰店	
典型事例	Tmall 国际
物流	同①
特点	通常情况下，该境外主体需要遵守电商平台设置的规则以及提出的关于店铺运营、售后服务等方面的要求

方式②: 国外主体が中国電子商取引プラットフォームに参入し、関連ブランドの旗艦店を直接開設する	
典型事例	Tmall Global
物流	①に同じ
特徴	通常では、当該国外主体は電子商取引プラットフォームが設ける規則および提示された店舗運営、アフターサービスなどの面に関する要求を遵守しなければならない

模式③: 境外主体在中国设立公司，并由所设公司在中国国内电商平台上开设店铺或设立自己的购物网站	
典型事例	Tmall 商城上の各类品牌旗舰店
物流	中国公司以一般貿易方式将商品进口到中国境内之后，由其直接出售、寄送给消费者
特点	中国公司的设立、管理、运营以及后续开展的网路销售等需要符合中国法律关于外商投资准入限制以及经营资质等的要求

方式③: 国外主体が中国で会社を設立し、設立した会社が中国国内の電子商取引プラットフォーム上で店舗を開設し、または自らショッピングウェブサイトを設立する	
典型事例	Tmall 商城上の各種ブランド旗艦店
物流	中国の会社は、通常、一般貿易方式で商品を中国国内に輸入した後、自らが直接販売し、消費者への発送を行う
特徴	中国の会社の設立、管理、運営およびその後実施されるオンライン販売などについては、中国法の外商投資参入規制および経営資格などの要求に合致しなければならない

二、法律层面关注点

1. 知识产权侵权风险

一般而言，对于同一款商品（尽管可能会存在外观等方面的细微差别），如果所在国的定价高于境外的定价，则理性的消费者都会有动力购买境外商品，这也是中国消费者选择通过跨境电子商务的方式向境外主体购买食品（婴儿奶粉）、化妆品、电子产品等的原因。

理论上，在前述**模式①、②和③**下，如果境外主体（包括其在中国设立的公司）所售的商品在该境外主体所在国和中国均含有知识产权，诸如商标权、专利权或著作权等；且境外主体如果不是该知识产权的境外权利人，那么，其将商品向中国国内消费者转售的行为在未得到中国国内知识产权的权利人许可的情况下，该境外主体（包括境外主体在中国设立的公司）可能会面临知识产权的侵权风险。

二、法律面での留意点

1. 知的財産権侵害のリスク

一般的に、同一商品（たとえ外観などにおいて細かな違いがあるとしても）について、所在国の定価が国外の国の定価より高い場合、理性的な消費者はいずれも国外商品を買いたいと、これは中国消費者がグロスボーダー電子商取引の方式を通じた国外主体からの食品（幼児用粉ミルク）、化粧品、電子製品などの購入を選択する原因となっている。

理論上、前述の**方式①、②、③**において、国外主体（それが中国において設立した会社を含む）の販売する商品が当該国外主体の所在国および中国のいずれにおいても、例えば商標権、特許あるいは著作権などの知的財産権を有しており、且つ国外主体が当該知的財産の国外権利者でないといった場合、それが商品を中国国内消費者に転売する行為が中国国内の知的財産の権利者の許可を得ていない状況においては、当該国外主体（国外主体が中国において設立した会社を含む）は知的財産権の権利侵害リスクに直面するものと思われる。

¹ “海外直郵”是指货物由卖家直接寄给中国消费者；而“转运”则是指货运先由卖家发给转运公司，再由转运公司发给中国消费者（且，此过程中货物可能会在多家转运公司之间流转）。

¹ 「海外郵便直送」とは、貨物が売主から直接中国消費者へ発送されることを指し、「中継輸送」とは、貨物輸送で初めは売主から中継輸送会社へ発送され、その後改めて中継輸送会社から中国消費者へ発送されることを指す（且つ、本過程における貨物は複数の中継輸送会社を経由するものと思われる）。

目前实践中，中国除专利法明确禁止前述进口行为以外，在商标权和著作权领域，立法上暂无明确的规定，司法实践中也未达成统一的认识。但是，由于诉讼主体确认、法律适用、证据收集、诉讼成本考量等诸多因素的存在，使得前述情形直接引发知识产权侵权纠纷的可能性比较小。但在立法和司法实践未形成统一认识的情况下，境外主体参与跨境电子商务应当对知识产权侵权风险予以适当关注。

2. 进口税缴纳

模式③下，境外主体发货后，是由境内中国国内公司作为收货人，以货物贸易方式对进口商品申报通关，除了享受特定减免税优惠和保税的商品之外，以货物贸易方式申报入境的商品，通常应当依法商检，并缴纳进口关税和进口环节海关代征税（通常包括增值税、消费税及其附加）。

理论上，**模式①和②**下，中国消费者通过境外主体选择的邮政或快递公司代为办理进境通关以及税款缴纳。根据《[中华人民共和国进出口关税条例](#)》等相关规定，如果中国国内的消费者购买的商品数量在合理范围内、且为个人自用的，则被归为“进境物品”，按规定²可以免缴或只缴一定的进口税（进境物品关税和进口环节海关代征税）。此部分税款可以由境外主体直接包含在商品价格之中后消费者支付；或者由邮政、快递公司在海关环节垫付，消费者在收到包裹时再予以补交。

实践中，**模式①和②**下境外主体选择的邮政或快递公司可以采取的合规性通关方式包括以个人邮递物品进口或进境快件方式通关³。但是，由于海关对进境物品和货物贸易采取的“合理、自用”区分标准较难把握；若消费者购买的商品被海关认为不是为了个人使用，而是用于转售，则可能要求邮政或快递公司按照货物贸易方式通关并由消费者最终承担相应的税款等。因此，**模式①和②**下中国消费者如何缴纳进口税存在一定的不确定性。

² 相关规定包括：《[中华人民共和国海关对进出境快件监管办法](#)》；《[关于调整进出境个人邮递物品管理措施有关事宜](#)》；《[海关总署公告 2011 年第 6 号（关于调整进境物品税率）](#)》；《[海关总署公告 2012 年第 15 号—中华人民共和国进境物品归类表和中华人民共和国进境物品完税价格表](#)》。

² 関連規定には、「[中華人民共和国税関の出入宅配物についての管理弁法](#)」、「[出入境個人郵便物品管理措置の調整に関する事項](#)」、「[税関総署公告 2011 年第 6 号（入境物品税率の調整について）](#)」、「[税関総署公告 2012 年第 15 号—中華人民共和国入境物品分類表および中華人民共和国入境物品納税後価格表](#)」が含まれる。

³ 前者指通过邮递渠道进境的包裹、小包邮件以及印刷品等物品；后者俗称商业快件，指进境快件运营人以快速商业运作方式承揽、承运的进境物品。

³ 前者は郵便輸送ルートを通じて入境する荷物、小包郵便物および印刷品などの物品を指し、後者はいわゆる商業宅配物であり、入境宅配物事業者が宅配ビジネスの方式で請負、運送請負を行う入境物品を指す。

現在の実務において、中国が特許法で前述の輸入行為を明確に禁止している以外に、商標権および著作権の分野では、立法面で差し当たり明確な規定がなく、司法実務においても統一な認識を得ていない。ただし、訴訟主体の確認、準拠法、証拠収集、訴訟コストなどの多くの要因により、前述の状況から知的財産権侵害紛争が直接生じる可能性は低い。しかし、立法および司法実務において統一な認識が形成されていない状況では、国外主体がクロスボーダー電子商取引に参加する際、知的財産権侵害リスクについて適度に留意しなければならない。

2. 輸入税の納付

方式③において、国外主体が出荷した後、国内の中国国内会社を荷受人とする、貨物貿易方式で輸入商品の通関申告を行う場合、特定の減免税優遇および保税を享受する商品を除き、貨物貿易方式で入境申告を行う商品は、通常、法に従って商品検査を行った上、輸入関税および輸入段階における税関代理徴収税（通常では増値税、消費税およびその付加費用が含まれる）を納付しなければならない。

理論上、**方式①および②**において、中国消費者は国外主体が選択した郵政または宅配会社の代行を通じて入境通関手続および税金納付を行う。「[中華人民共和国輸出入関税条例](#)」などの関連規定によれば、中国国内の消費者の購入する商品数量が合理的な範囲であり、且つ個人で使用する場合、「入境物品」に分類され、規定²に従って輸入税の免除または一定の輸入税（入境物品の関税および輸入段階の税関代理徴収税）を納付するのみとすることができる。本部分の税金は国外主体が直接商品価格に上乗せした上で消費者が負担し、または郵政、宅配会社が税関段階で立て替えた後に消費者が荷物を受け取る際に改めて追加払うことができる。

実務において、**方式①および②**で、国外主体の選択する郵政または宅配会社が採用できる規定に合致した通関方式には個人郵便物の輸入または入境宅配物の方式での通関が含まれる³。ただし、税関が入境物品および貨物貿易について採用する「合理的、自家用」の区分基準の掌握が困難であることから、消費者が購入した商品が税関に個人使用のためではなく、転売用途であると認定された場合、郵政または宅配会社に対し貨物貿易方式での通関を求めた上、消費者が最終的に相応の税金などを負担することになるおそれがある。よって、**方式①および②**において中国消費者がどのように輸入税を納付するかについては一定の不確実性が存在する。

尽管海关总署于2014年07月23日发布的《[关于跨境贸易电子商务进出境货物、物品有关监管事宜的公告](#)》对跨境电子商务的税收监管问题做出了新的规定，但根据海关总署的官方解读，新政策仅适用于开展跨境电子商务的境内企业。因此，在目前的情况下，对于参与跨境电子商务的境外主体而言，海关仍将按照原有方式（比如一般贸易、邮件、快件等）办理通关手续。

除了上述提示的关注点外，境外主体参与跨境电子商务可能还面临发生产品质量问题（例如，退换货）、以及**模式③**下相关主体是否需要具备相应的经营资质等其他方面的问题，也建议引起关注。

（里兆律师事务所 2015 年 03 月 20 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [商业贿赂](#)
- [反垄断法规制](#)
- [破产清算](#)
- [撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）](#)

税関総署が2014年7月23日に公布した「[クロスボーダー貿易電子商取引出入境貨物、物品に伴う監督管理事項に関する公告](#)」では、クロスボーダー電子商取引の税関監督管理事項について新たな規定を設けているが、税関総署の公式説明によれば、新政策はクロスボーダー貿易電子商取引を実施する国内企業にのみ適用される。このため、現在の状況においては、クロスボーダー電子商取引に参加する国外主体については、税関は依然として既存の方式（たとえば一般貿易、郵便物、宅配物など）に照らして通関手続きを行う。

上述の留意点以外にも、国外主体のクロスボーダー電子商取引参加は製品品質問題（例えば返品交換）、及び**方式③**における関係主体が相応する経営資格を具備する必要の有無などのその他の問題に直面するおそれがあると思われ、これらについても留意することが望ましい。

（里兆法律事務所が 2015 年 3 月 20 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [商業賄賂](#)
- [独占禁止法規制](#)
- [破産清算](#)
- [撤退、および撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）](#)